

福祉の窓

〔福祉サービス等のご案内〕

各種手当等を

ご存知ですか？

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します(現在、父子家庭の方も児童扶養手当の支給対象となっています)。

受給資格

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童(心身障がい児は20歳未満を育てている父母または養育者(所得制限あり))。

- ① 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 心身に重い障がいのある父または母をもつ児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が1年以上拘禁されている児童 など

※手当を申請する父または母の状態により、手当を受けられない場合があります。
※手当を受けるには申請が必要です。

※制度内容など詳しくは、市ホームページをご覧ください。くか左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ：

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

または各支所地域振興課

特別児童扶養手当

受給資格

身体や精神に一定の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている父母または養育者です。

特別障害者手当

受給資格

在宅の著しく重度の障がいをもつ20歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方です。

障害児福祉手当

受給資格

身体や精神に重度の障がいをもつ20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方です。

※特別児童扶養手当、特別障

害手当、障害児福祉手当と所得制限があります。また、状況により手当を受けられない場合があります。

◎問い合わせ：

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課

各手当を受給している方へ

〔現況届はお早めに〕

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれかを受給されている方は、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります(対象となる方には別途通知します)。

この届けを提出されない場合は、8月以降の手当が支給されないことがありますので忘れずに提出してください。

要介護認定者へ「障害者控除対象者認定書」を交付

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障害者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。

申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定の申請中

の方も申請できます)
申請の必要がない方

- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・本人および扶養者が、非課税の方等で確定申告等をする必要がない方

既に認定書をお持ちの方で認定区分等に変更がない方

申請の方法

申請は随時受け付けます。高齡福祉課または各支所地域振興課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入のうえ提出(郵送可)してください。調査を行い認定書を交付します。

既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない限り、毎年の所得の申告にお使いいただけます。ただし、障がいが軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還していただくこともあります。

◎問い合わせ：

高齡福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

高齡者にやさしく住まじゅくり助成

高齡者が要支援や要介護状態にならないように行う簡易な住宅改修に対し助成します。

対象者 60歳以上の方またはその家族
※所得制限があります

対象となる改修

- ① 手すりの取り付け
- ② 床段差の解消
- ③ 床材の変更(滑り防止)
- ④ 扉の取り替え(ドアから引き戸へ)
- ⑤ 便器の取り替え(和式から洋式へ)
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる改修



助成金額

15万円を上限に、改修経費の4分の3以内

申請方法

事前申請が必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。

今年度の申請は、平成24年2月末日まで受け付けます。
※平成24年3月末日までに工事が完了するもの。

◎問い合わせ：

高齡福祉課長寿福祉係

☎(55)5114